鹿児島県公報

令和4年7月1日(金)第324号



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

条 例

- ○鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例(※)

 (市町村課取扱い) 1
- ○鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例(※)

(財政課取扱い) 2

○鹿児島県税条例等の一部を改正する条例(※)

- (税務課取扱い) 2
- ○地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(※)
 - (税務課取扱い) 5
- ○鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(※)
 - (学校施設課取扱い) 6
- ○鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(※)
 - (県立病院課取扱い) 6

条 例

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動 用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布 する。

令和4年7月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第19号

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙 運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動 用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成6年鹿児島県条例第26号)の 一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」

に改める。

第9条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「375,500円と5円2銭」を「386,500円と5円18銭」に改める。

第13条第 1 号中「525円 6 銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第 2 号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並び に選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の 施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される鹿児島県議会議員又は鹿児島 県知事の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された鹿児島県議会議員 又は鹿児島県知事の選挙については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第20号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例(平成12年鹿児島県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1土木部の表14の4の項の(1)中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項の(2)中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項の(5)中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請手数料」に改める。

附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

.....

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第21号

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県税条例の一部改正)

第1条 鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第24条の2中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告 書」に改める。

第28条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第28条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条中「あつ て、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに 限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第31条の2に規定する退職手当等に限 る。以下この条において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下 であるものに限る。)をいう。)又は」を,「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等 に係る所得を有しない者」を加える。

第52条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成16年法律第123 号) 第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第25 条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

第52条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、第1項ただし書の場合においても、不動産取得税の賦課徴収に関し必要がある ときは、不動産を取得した者に対し、同項各号に掲げる事項の申告を求めることができる。 第54条中「第73条の18第3項の規定によつて」を「第73条の18第4項の規定により」に、 「においては」を「には」に、「損かい」を「損壊」に、「あわせて」を「併せて」に改め る。

第55条第2項後段を削る。

附則第5条の6の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和 7年」に改め、同条第3項中「ときは、」を「場合における」に改める。

附則第18条の2第2項中「第9項まで」を「第4項まで若しくは第6項から第10項まで」 に改める。

附則第22条第1項を削り、同条第2項中「附則第5条の6の2第1項及び第3項並びに」 を「附則第5条の6の2第3項及び」に、「附則第5条の6の2第1項中「令和15年度」と あるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに附則第18条の2第3項中「令和3年」 とあるのは」を「これらの規定中「令和3年」とあるのは、」に改め、同項を同条とする。

(鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例(令和3年鹿児島県条例第28号)の一部を次の ように改正する。

第28条の3の改正規定中「第28条の3中」の次に「「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満 の者又は」を加え、「を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢16歳未満の 者」を「有する者」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は,次の各号に掲げる区分に応じ,それぞれ当該各号に定める日から施行す る。
 - (1) 第1条(次号及び第3号に掲げる改正規定を除く。)及び第2条の規定並びに次条第1項 から第5項までの規定 令和5年1月1日
 - (2) 第1条中鹿児島県税条例第52条, 第54条及び第55条第2項の改正規定並びに附則第3条 の規定 令和5年4月1日
 - (3) 第1条中鹿児島県税条例第24条の2の改正規定及び次条第6項の規定 令和6年1月1 日

(県民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例(以下「新条例」という。)第28条の3の 規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後 に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年 金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金 等」という。)について提出する新条例第28条の3に規定する申告書について適用し,施行日 前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の鹿児島県税 条例(第4項において「旧条例」という。)第28条の3に規定する申告書については、なお従 前の例による。
- 新条例附則第5条の6の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以 後に所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号。以下この項及び次項において 「所得税法等改正法」という。)第11条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律 第26号。第5項において「新租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋 若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第5項におい て同じ。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、 県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税 特別措置法(第4項及び第5項において「旧租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定 する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。 第4項及び第5項において同じ。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供 した場合については, なお従前の例による。
- 3 新条例附則第18条の2第2項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日 以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関 係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。第5項において「新震災特例法」と いう。) 第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家 屋(当該増改築等に係る部分に限る。第5項において同じ。)又は認定住宅等を同条第1項の 定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税 義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(次項及び第5項において「旧震災特例法」とい

- う。) 第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第5項において同じ。)又は認定住宅を同条第1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規 定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによ りその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居 住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めると ころによりその者の居住の用に供した場合における旧条例附則第22条第1項の規定により読 み替えて適用される旧条例附則第5条の6の2第1項の規定による控除については、なお従 前の例による。
- 新条例附則第22条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租 税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした 家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例 法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若 しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用 し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住 用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の 居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若 しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところにより その者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 新条例第24条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令 和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第3条 新条例第52条及び第55条の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後の 不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対し て課する不動産取得税については、なお従前の例による。

......

地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布 する。

令和4年7月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第22号

地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(平成28年鹿児島県条例第4号)の 一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4条第1項中「2年」を「3年」に改める。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

.....

鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第23号

鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条 鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。 第2条の表中「鹿児島県立武岡台養護学校」を「鹿児島県立武岡台特別支援学校」に、 「鹿児島県立鹿児島養護学校」を「鹿児島県立鹿児島特別支援学校」に、

学校」を「鹿児島県立指宿特別支援学校」に、「鹿児島県立南薩養護学校」を「鹿児島県立南薩特別支援学校」に、「鹿児島県立串木野養護学校」を「鹿児島県立串木野特別支援学校」に、「鹿児島県立出水養護学校」を「鹿児島県立出水特別支援学校」に、「鹿児島県立加治木養護学校」を「鹿児島県立加治木特別支援学校」に、「鹿児島県立牧之原養護学校」を「鹿児島県立牧之原養護学校」を「鹿児島県立牧之原特別支援学校」に、「鹿児島県立鹿屋養護学校」を「鹿児島県立鹿屋特別支援学校」に、「鹿児島県立中種子養護学校」を「鹿児島県立中種子特別支援学校」に、「鹿児島県立大島養護学校」を「鹿児島県立大島特別支援学校」に改める。

附則

この条例中第1条の規定は令和4年7月21日から,第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第24号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表非紹介患者初診加算料の項中「5,000円」を「7,000円」に改め、同表再診加算料の項中「2,500円」を「3,000円」に改める。

附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。